

【口頭発表】

DV被害女性の住居設定

—シェルターを出てからの自立生活に向けて—

首都大学東京大学院博士後期課程 東 景子 (8544)

[キーワード] DV、女性、住居

1. 研究目的

配偶者や恋人など親密な関係にある者あるいはあった者の暴力から逃れるためにシェルターに避難し隔絶された状態に置かれているDV被害女性（以下、DV被害者という）は心身ともに消耗した状態にある。シェルターでの生活は、心身の回復と今後の生活の見通しを決めるための時間となる。2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法という）」制定から14年を経た現在、緊急時におけるDV被害者の安全確保だけでなく、DV被害者の自立支援に行政機関がいかに取り組んでいくかが課題となっている。その課題の一つにシェルターを出てから「生活の場」となる住居設定があげられる。シェルターを出た後の生活は、DV被害者の年齢、家族構成、心身や経済的状况によって異なるが、その多くは母子生活支援施設や婦人保護施設をはじめとする福祉施設を経た後、新たな地域で自立生活をスタートすることを目標とする。しかしながら、地域で生活するDV被害者の住居設定は、加害者の追跡から逃れなければならないという特異性から、通常の転居とは異なる。そこで、本研究は、一時保護に至ったDV被害者が行政の支援を受けるなかで住居設定する際、どのような問題があるかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、一時保護に至ったDV被害者が、住居を設定する上でどのような障壁があるかを明らかにし、その問題点について住居保障の視点から考察する。そこでまず、DV被害者が心身の安全を確保するためには、住居の設定においてどのような規制があるかを把握する。次いで、住居設定の規制を踏まえ、DV被害者が住居設定する際の問題を明らかにする。そのために、「DV防止法」、「売春防止法」、加えて、住居設定に関わる諸制度、政府統計のデータ、先行研究などを参照する。

3. 倫理的配慮

本報告は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従うものである。そのために以下のことを遵守する。①A引用に基づき、自説と他説を峻別する。②G学会発表に基づき、報告を行う。

4. 研究結果

D V被害者の住居設定における規制とその問題

i. D V被害者の安全確保に伴う問題

D V被害者は加害者からの追跡を考慮するため住民票の異動を避ける傾向にある。自治体によっては、D V被害者のために公営住宅の優先枠を設けているが、公営住宅は住所を明記する必要があるためD V被害者の安全を考慮すると望ましくない。住民票を異動し支援措置をかけ住民票等の閲覧制限をかける方法もあるが、この方法は秘匿性において完全とは言えない。

また、新たな就労先を求める際、住所変更できない事情を雇用主に説明する必要がある。就労先が見つからない時は生活保護を受給し住居を借りることになる。

ii. 一時保護という緊急性から生じる問題

一時保護は緊急事態であるため、D V被害者は必要最低限の所持品や所持金のみをもってシェルターに入るケースが多い。したがって、転居時は生活用品を一から揃えなければならない。親戚や知人の経済的援助が得られない場合は、生活保護の家具什器費・被服費などを利用し揃えることになるが、すべての生活用品を生活保護支給範囲内で揃えることは難しく、シェルターなどの好意やボランティアに頼っている現状にある。なお、転居時に伴う費用についてはD V防止法においては支給対象ではない。

iii. D V被害者における精神的ケアの問題

D V被害者は長期間にわたる精神的ケアを必要とするケースが少なくない。そのため、シェルターをでた後、心身が回復するまでの間、母子生活支援施設や婦人保護施設、民間のステップハウスなどに入所する者も多い。他方で、規則のある施設での生活を避け、新たな地域に住居を借り、通院しながら心身の回復に努める者もいる。暴力のない生活環境を確保することは最善のケアとなる。しかしながら一方で、新たな土地で暮らす不安、新しい人間関係を構築していかなければならないプレッシャーなどが懸念されるが、市町村レベルにおけるD V被害者の支援体制は整備されていない現状にある。

5. 考察

D V被害者は、シェルターをでてからも住居設定において様々な規制がかかる。このことは、D V被害者の安全確保に加え、一時保護という緊急性、精神的ケアの必要性などが関わり複合的な問題を生み出す。したがって、D V被害者は住居設定において不安定な立場に置かれている。